

# 価格高騰支援給付金（1世帯当たり3万円）の支給に関するお知らせ

## 価格高騰支援給付金の支給対象世帯

令和6年12月13日時点で菰野町に住民登録があり、世帯構成員全員が令和6年度の住民税均等割を課されていない世帯（住民税非課税世帯）

## こども加算

世帯内で扶養している18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に出生した児童）がいる場合、児童1人あたり2万円を加算。

## ➤ 給付に関する手続き

**次の項目に該当するか確認してください。**

- ①同封の「お知らせ」に記載されている支給口座の変更を希望する
- ②住民税課税となる所得があるのに未申告の世帯員がいる
- ③他市町で本給付金と同様の給付金（3万円）をすでに受給した世帯、又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯である
- ④本給付金の受給を辞退する
- ⑤世帯員全員が、住民税が課税された他の親族等の扶養を受けている

①～⑤のいずれにも  
該当しない

**手続き不要**

**令和7年4月23日（水）  
に振込予定**

①～⑤のいずれかに  
該当する

**令和7年4月16日（水）までに  
下記の事務担当へ連絡。**

事務担当から申請方法を案内させていただきます。

※原則、同封の「お知らせ」に記載されている支給予定日に振り込むことはできません。